

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年4月1日現在)

1. 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 施設基準等に係る届出について

当院は北海道厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 基本診療料

療養病棟入院基本料1 (20対1)	(療養入院)	第 3254号	令和	6年	11月	1日
診療録管理体制加算3	(診療録3)	第 569号	令和	4年	6月	1日
データ提出加算	(データ提)	第 700号	令和	4年	6月	1日
認知症ケア加算	(認ケア)	第 617号	令和	2年	4月	1日
入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)	(食)	第 1091号	平成	3年	5月	1日

2) 特掲診療料

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)	(脳Ⅲ)	第 612号	令和	5年	5月	1日
運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	(運Ⅲ)	第 83号	平成	18年	4月	1日
外来・在宅ベースアップ評価料(I)	(外在ベI)	第 633号	令和	6年	6月	1日
入院ベースアップ評価料22	(入ベ22)	第 12号	令和	6年	6月	1日
CAD/CAM冠	(歯CAD)	第 244号	平成	26年	4月	1日
クラウン・ブリッジ維持管理料	(補管)	第 2611号	平成	8年	6月	1日

3) その他届出

酸素単価	(酸素単)	第 44866号	令和	7年	4月	1日
薬剤料が175円以下の場合 薬剤名等の記載を省略	(175)	第 1382号	平成	14年	4月	1日